

自治基本条例概要と取組

—自治基本条例とまちづくり構想—

R6年7月22日（月）

福知山公立大学

地域経営学部 木村昭興



1

福知山市自治基本条例制定の経緯

2

福知山自治基本条例

3

**自治基本条例推進委員会の取組状況
(事務局)**

01

福知山自治基本条例制定の経緯

1-1 福知山市自治基本条例制定の背景

H21年度市民協働まちづくり研修会（全6回：公募市民30人＋市職員12人）

「市民が市政に積極的に参加できる新たなシステムの構築」

H22年度市民協働まちづくり検討会（全6回：公募市民25人＋市職員17人）

「市民協働による、まちづくりのあり方と仕組みづくり」

H23～25年度市民協働推進会議（全124回）

「市民協働推進会議提言書」

- ✓ 地域協議会の導入
- ✓ 自治基本条例の制定
- ✓ 中間支援組織の設置

H28年3月「未来創造福知山」の策定

H29年3月福知山市自治基本条例の制定

- ✓ ①住民自治検討会議の設置（H29・30年度）
- ✓ ②自治基本条例推進委員会の設置（H30年度～）

R4年3月「まちづくり構想 福知山」の策定

1-2 ①住民自治検討会議の議論

➤ 市民協働推進会議「提言書」H25年9月29日

【地域協議会の導入】 【自治基本条例の制定】 【中間支援組織の設置】

- ✓ 自治会活動は、地域公民館が基盤になっている
- ✓ 高齢化が進み、自治会活動や担い手に限界がきている
- ✓ 自治会・協議会・行政の役割分担の見直しが必要である

➤ 住民自治検討会議「住民自治検討会議報告書ー持続可能な住民自治に向けて」H31年3月29日

- (1) 地域づくり組織の区域（原則として中学校区単位：柔軟に）
- (2) 今後の公民館のあり方（コミュニティセンター機能？）
- (3) 新たに設立される組織への支援（検証や整理の上、支援制度を検討）
- (4) 市の支援のあり方（人的支援・財政的支援を検討）

1-2 ①住民自治検討会議の議論

➤ 市民協働推進会議「提言書」H25年9月29日

【地域協議会の導入】 【自治基本条例の制定】 【中間支援組織の設置】

- ✓ 自治会活動は、地域公民館が基盤になっている
- ✓ 高齢化が進み、自治会活動や担い手に限界がきている
- ✓ 自治会・協議会・行政の役割分担の見直しが必要である

H27.3.28 三和地域協議会

H27.7.14 夜久野みらいまちづくり協議会

H28.3.21 大江まちづくり住民協議会

➤ 住民自治検討会議「住民自治検討会議報告書ー持続可能な住民自治に向けて」H31年3月29日

- (1) 地域づくり組織の区域（原則として中学校区単位：柔軟に）
- (2) 今後の公民館のあり方（コミュニティセンター機能？）
- (3) 新たに設立される組織への支援（検証や整理の上、支援制度を検討）
- (4) 市の支援のあり方（人的支援・財政的支援を検討）

1-2 ①住民自治検討会議の議論

- 市民協働推進会議「提言書」H25年9月29日

【地域協議会の導入】 【自治基本条例の制定】 【中間支援組織の設置】

✓ 自治会活動は、地域公民館が基盤になっている

H27.10.8～12.25 パブリックコメント

H30.4.1 自治基本条例の制定

きている

である

H27.3.28 三和地域協議会

H27.7.14 夜久野みらいまちづくり協議会

H28.3.21 大江まちづくり住民協議会

- 住民自治検討会議「住民自治検討会議報告書ー持続可能な住民自治に向けて」H31年3月29日

(1) 地域づくり組織の区域（原則として中学校区単位：柔軟に）

(2) 今後の公民館のあり方（コミュニティセンター機能？）

(3) 新たに設立される組織への支援（検証や整理の上、支援制度を検討）

(4) 市の支援のあり方（人的支援・財政的支援を検討）

02

福知山自治基本条例

2-1 福知山市自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、市民がまちづくりの主体であるという基本理念のもとに、本市における市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市のそれぞれの役割及び責任を明確にし、共に考え協力し、行動することにより市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

(自治の原則)

第3条 本市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

(1) 市民一人一人の人権が尊重され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。

(2) 男女の平等なまちづくりへの参画を推進すること。

(3) 市民及び市が互いにまちづくりに関する情報を共有すること。

(4) 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民及び市が協働してまちづくりの推進に当たること。

(市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりに参画し、及びまちづくりについて学ぶ権利を有する。

2-1 福知山市自治基本条例

(市民の役割)

第5条市民は、自治の主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。

第6条（市議会の役割及び権限） 第7条（市議会の責務）

第8条（市議会議員の役割及び責務） 第9条（市長の役割及び責務）

第10条（職員の役割及び責務）

(協働によるまちづくり)

第24条市民及び市は、互いの特性を認識し、尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2市は、公共的課題の解決、公共的サービスの提供等について、市民と市が協働して取り組むための適切な措置を講じなければならない。

3市は、市民が相互に情報又は意見を交換し、協働してまちづくりに取り組むに当たり、適切な合意形成が促進されるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

(最高規範性)

第27条

2この条例による市民の参画の状況把握及び改善を行うため、福知山市自治基本条例推進委員会を設置するものとする。

2-2 福知山市自治基本条例推進委員会

(市民の役割)

第5条市民は、自治の主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。

2市民は、公共の福祉の増進に努めるとともに、諸活動を行うに当たっては、地域の発展及び環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

第6条（市議会の役割及び権限）

第7条（市議会の責務）

第8条（市議会議員の役割及び責務）

第9条（市長の役割及び責務）

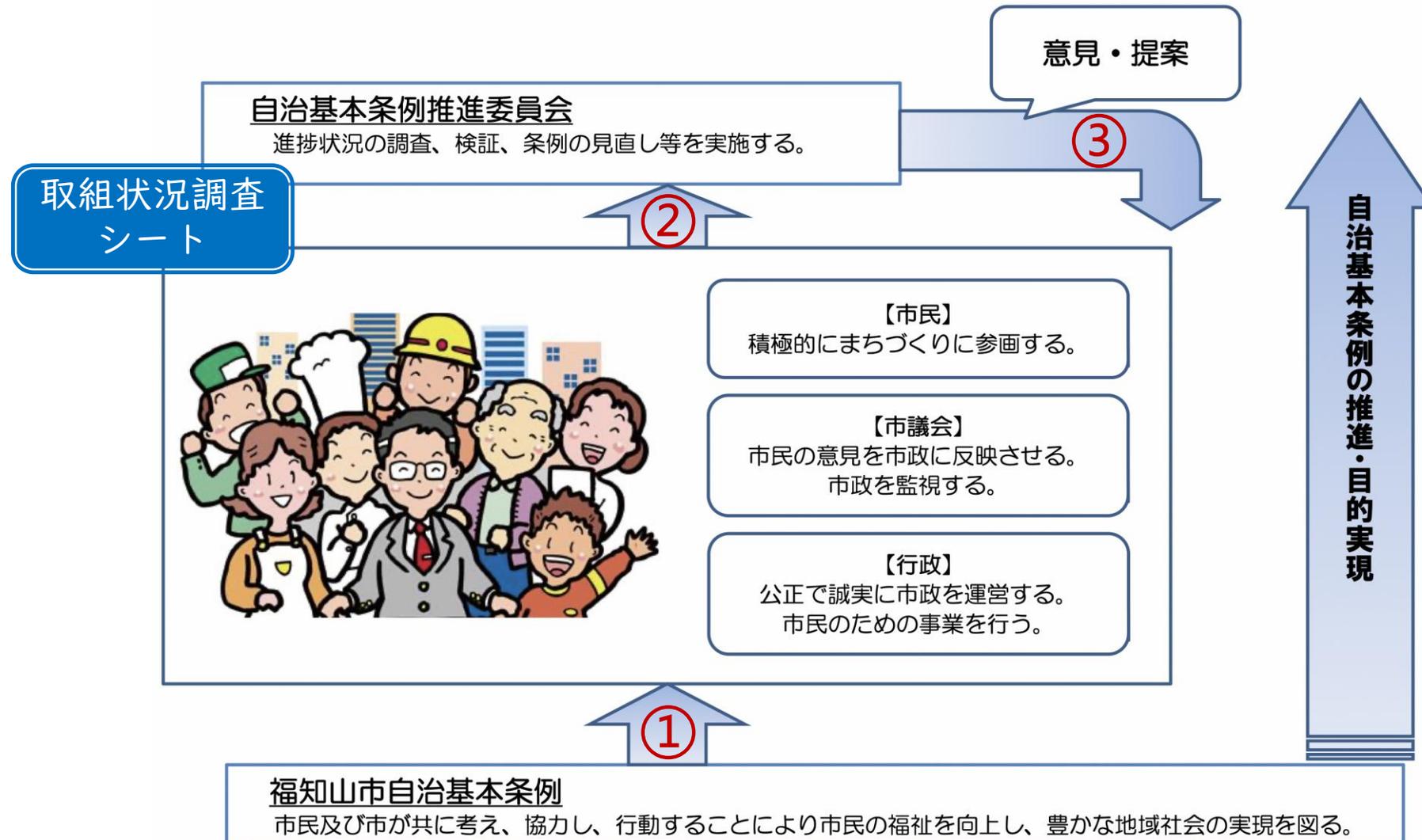
第10条（職員の役割及び責務）

(最高規範性)

第27条この条例は、本市の自治の推進における最高規範であり、市は、計画等の策定及び条例等の制定改廃に当たっては、この条例に基づき、整合を図らなければならない。

2この条例による市民の参画の状況把握及び改善を行うため、福知山市自治基本条例推進委員会を設置するものとする。

2-3 福知山市自治基本条例の趣旨



福知山市自治基本条例の趣旨

「市民参画が進んでいるか」
の検証

「参画を進めるためには
どうすれば良いか」

自治基本条例推進委員会
進捗状況の調査、検証、条例の見直し等を実施する。

意見・提案

取組状況調査
シート



- 【市民】
積極的にまちづくりに参画する。
- 【市議会】
市民の意見を市政に反映させる。
市政を監視する。
- 【行政】
公正で誠実に市政を運営する。
市民のための事業を行う。

福知山市自治基本条例
市民及び市が共に考え、協力し、行動することにより市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図る。

自治基本条例の推進・目的実現

03

福知山自治基本条例推進委員会の取組状況 (事務局)